○海上保安庁告示第三百二号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 254　ひめつばき」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 249　もくれん」を削る。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 25　くれかぜ」を「CL 25　ひめつばき」に改める。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 246　こすもす」を削る。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 13　かの」を「PM 13　いしかり」に改め、「PM 78　いしかり」を削る。

第六条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 99　おきかぜ」を「CL 99　もくれん」に改める。

第七条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 158　さくらかぜ」を「CL 158　さくらかぜ　CL 163　まつかぜ」に改める。

第八条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 158　さくらかぜ　CL 161　くれかぜ　CL 162　いよざくら」に改める。

第九条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 158　さくらかぜ　CL 160　いせぎく」を「CL 158　さくらかぜ　CL 245　いせぎく」に改め、「CL 159　みほかぜ」を削る。

第十条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 158　さくらかぜ」を「CL 158　さくらかぜ」に改める。

第十一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 253　いよざくら」を削る。

第十二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM 29　やまくに　PM 30　かの」を「PM 29　やまくに」に改める。

附　則

この告示中第一条の規定は平成二十一年十一月九日から、第二条の規定は平成二十一年十一月十日から、第三条の規定は平成二十一年十一月十一日から、第四条の規定は平成二十一年十一月十七日から、第五条の規定は平成二十一年十一月十九日から、第六条の規定は平成二十一年十一月二十四日から、第七条の規定は平成二十一年十一月二十五日から、第八条の規定は平成二十一年十一月二十六日から、第九条の規定は平成二十一年十一月二十七日から、第十条の規定は平成二十一年十一月三十日から、第十一条の規定は平成二十一年十二月三日から、第十二条の規定は平成二十一年十二月十六日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
足利市下渋垂町字神明木七四二番一地先から同市久保田町字在家九二二番一まで	前	三四・五〇～四八・五〇メートル	二八・五〇～三六・五〇キロメートル
	後	二〇・一四五	〇・一四五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　千葉市若葉区みつわ台一丁目三一番二地内　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月六日

○中部地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号